帝国タイムス
明治33年3月3日創業　THE TEIKOKU TIMES
旬刊 2022年（令和4年）6月15日（水曜日）　第13761号

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所　弁護士　奥山倫行

第39回

株式（所在不明株主への対応）

Q 当社は設立して数十年が経ちますが、会社を設立するときに7人以上の株主が必要と言われたため、知り合いに頼んで少しずつ出資してもらった経緯があります。その後、株主の中には連絡がとれなくなった人がいるような状態です。今後いずれ会社を承継する場面がくることを考えると、今のうちから株主関係を整えておく必要があると感じています。所在不明株主への対応としては、どのような方法が考えられるのでしょうか。注意点などもあれば併せて教えてください。

A 中小企業の抱える事業承継問題への対応は、重要な国策の一つになっています。そのような状況下で、ここ数年、所在不明株主への対応に関する相談を受ける機会が増えています。具体的な方法を整理したので、以下の内容を参考にしてください。

株主の調査

まず行うべきことは所在不明株主に関する調査です。連絡がとれないと思っていても、調査不足の場合もありますので、その点を確認していきます。具体的には、株主が個人の場合には、弁護士に依頼したうえで住民票や戸籍謄本を取得し、現在の所在や相続発生の有無、相続が発生している場合には、相続人の有無や所在などを探っていきます。株主が法人の場合には、履歴事項証明書等を取得し、又は信用調査会社に依頼する等して、法人の現況の把握に努めていきます。このような調査を進めることで、株主の状況を知ることができる場合が多いのですが、中にはどうしても所在が不明で連絡がとれない株主が残る場合もあります。そのような場合には、以下の方法を検討します。

所在不明株主の株式売却制度

会社法上、所在不明株主に対する通知・催告が5年以上継続して届かなかった場合には、会社は当該株主へ連絡しなくてもよいことになっていますが（会社法196条1項）、さらに、その株主が5年間継続して配当を受領していない場合には、当該株主の承諾を得ることなく、会社が当該所在不明株主の保有株式を、競売又は一定の方法により売却できるという制度があります（会社法197条1項）。そのため、従前から株主総会を開催しているような会社や、この先5年間くらいの時間をかけても良い場合には、この制度の利用を検討してください。

具体的な方法としては、株主の氏名や住所、株式の種類や数、株券を発行している場合には株券番号、売却に異議があれば3カ月以上の一定期間内に異議を申し出ることを公告し、かつ当該株主に対しても株主名簿に記載された住所等に宛てて通知を行ったうえで（会社法198条1項、同法施行規則39条）、3カ月の申立期間内に異議を申し出る者がいなかった場合には、取締役会の決議で、その株式を競売にかけます（会社法197条1項）。又は競売の代わりに、相場のある株式であれば相場価格で、相場のない株式については裁判所の許可を得て任意で売却します（同条2項）。

所在不明株主に関する会社法の特例

しかし、この制度は「5年間」という期間が長く、時間がかかりすぎるとの指摘がありました。そこで、令和3年8月2日施行の経営承継円滑化法の改正によって、非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に限り、都道府県知事の認定を受けることと一定の手続保障を行うことを前提に、「5年」を「1年」に短縮する会社法の特例が創設されました。この特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が、都道府県知事の認定を受ける必要があります。この都道府県知事の認定を受ける手続については、中小企業庁のホームページを参照したうえで、都道府県の担当部署等に問い合わせつつ進めてください。

なお、特例による申立ては、都道府県知事の認定を受けてから2年以内に行う必要があります（経営承継円滑化法施行規則8条9項）。

少数株主からの株式の強制取得手続

これらの方法のほか、条件を満たせば「スクイーズ・アウト」の利用も検討に値します。会社の支配株主が、他の少数株主の有する株式の全部をその少数株主の個別の承諾を得ることなく現金を対価として強制的に取得することをスクイーズ・アウトといいます。この場合、以下の二つの方法が考えられます。

（2面へ続く）

（1面から続く）

(1)特別支配株主の株式等売渡請求

支配株主の議決権割合が90%以上の場合には、「特別支配株主の株式等売渡請求」の制度を利用できます。すなわち、自ら単独で、又は自らの100%子会社等と併せて対象会社の総株主の議決権の90%以上を有する株主を「特別支配株主」といいますが、特別支配株主は、対象会社の承認を得ることで、所在不明株主の保有株式を買い取ることができます（会社法179条、同法179条の3）。

対象会社の承認手続は、取締役会設置会社の場合には取締役会決議、取締役会非設置会社の場合には取締役の過半数による決定です（会社法179条の3第3項）。株主総会を開催する必要なく、迅速に手続を進められます。

(2)株式併合

支配株主と支配株主に同調する株主の議決権割合が3分の2以上の場合には、「株式併合」の制度を利用できます。会社が発行済み株式を減らすために複数の株式を統合することを株式併合といいますが（会社法180条）、株式併合後の少数株主の保有株式数が1株未満となる併合割合で株式併合を行うことで、少数株主の保有株式を強制取得できます。対象会社の承認手続は、株主総会の特別決議なので（会社法309条2項4号、同法180条2項）、「特別支配株主の株式等売渡請求」よりは、多少手間や時間がかかります。

対価の支払方法

なお、前記のいずれかの方法で所在不明株主から強制的に保有株式を取得する場合、所在不明株主に対価を支払わなければなりませんが、所在不明である以上、対価の交付先もわからない場合がほとんどなので、法務局への供託手続の利用を検討します（民法494条）。

まとめ

所在不明株主への対応は悩ましい問題ですが、前記の方法を利用することで解決可能な問題です。いずれの方法も、会社法等の定める各手続を適切に遂行しなければ効力が認められませんので、不安がある場合は、弁護士等の専門家に相談しつつ手続を進めてください。